

# 立川社会福祉士会 会則

## 第1章 総則

### (名称及び対象地区)

- 第1条 本会の名称を立川社会福祉士会とする。
- 2 本会の対象とする地区は、原則として以下の行政区とする。
- 一 立川市

### (目的)

- 第2条 本会は、公益社団法人東京社会福祉士会に関連する任意団体として、東京社会福祉士会の理念、目的をその運営に反映させるとともに、立川地区における社会福祉士としての専門的技能の研鑽、専門職相互の連携を図り、また主として市民を対象とした地域貢献を目指すものとする。
- 2 本会は政治、宗教、営利及びそれらに類する目的の活動を行わない。

### (事業)

- 第3条 本会は前号の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。
- 一 社会福祉の援助を必要としている立川市民の生活と権利に関すること
- 二 立川市民への社会福祉に関する情報、知識及び技能の普及・啓発に関するこ
- と
- 三 立川市民への地域福祉サービスの推進と発展の支援に関するこ
- 四 社会福祉及び社会福祉士の専門領域に関わる調査研究及び支援に関するこ
- 五 社会福祉士の専門性の向上に関する支援及び資格制度の充実発展並びに普及
- 啓発に関するこ
- 六 その他本会の目的達成に必要なこ

## 第2章 会員

### (会員)

- 第4条 本会の会員は、次に掲げるものとする。
- 一 「正会員」とは東京社会福祉士会の会員であり、立川市内に住所または勤務先（所属法人の住所が市内であれば可とする）を有し、本会の目的に賛同して

#### 入会した者

- 二 「準会員」とは日本社会福祉士会または東京社会福祉士会の会員または準会員で、かつ在住または在勤していない者で、入会を希望する者
- 三 「賛助会員」とは本会の目的に賛同し、運営に協力していただける個人または団体をいう

#### (入退会)

第5条 本会への入退会は以下の通りとする。

- 一 正会員としての入会は、東京社会福祉士会の会員登録を経て、地区会選択手続きにおいて、本会への登録を経なければいけない。
- 二 準会員または賛助会員として入会しようとする者は、その旨記載した入会申込書を会長に提出し、役員会の議決を経るものとする。
- 三 本会からの退会、東京社会福祉士会の会員登録が抹消された場合、または地区会選択手続きにおいて本会への登録に該当しない場合とする。
- 四 退会した者の再入会は、入会要件を満たされる場合に、これを妨げない。

### 第3章 役員会

#### (役員)

第6条 役員は本会の正会員で構成し、総会によって選出され承認を得ることを要する。

- 2 役員会は、総会により選出された役員で構成され、以下の役職を互選により選出し、総会の承認を得ることを要する。役員の定員は、11名以内とする。
  - 一 会長 1名
  - 二 副会長 3名以内
  - 三 事務局長 1名
  - 四 会計 1名
  - 五 監事 2名以内
  - 六 委員 定数以内

#### (職務)

第7条 役員は、本会の適正な活動を図るため、以下の職務を行うこととする。

- 一 本会の活動内容の企画、立案
- 二 会員の意見を収集し、本会の活動に反映させること
- 三 本会の目的を達成するために必要な諸活動

(任期)

第8条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 総会

(総会)

第9条 総会は、本会の意思決定機関であって、正会員で構成する。

- 2 定期総会及び臨時総会とする。
- 3 定期総会は年度の当初に一度、臨時総会は隨時開催し、会長がこれを召集する。
- 4 会長は、会員から議事を明らかにして総会の開催の申し入れがあったときは、役員会に諮り、必要と認めるときはすみやかに臨時総会を開催するものとする。

(議長)

第10条 総会の議長は、総会に出席された正会員の中から選出するものとする。

(議決)

第11条 総会の議決は、正会員の過半数で決するものとし、可否同数の場合は議長が決することとする。

## 第5章 会計

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に決まり、3月31日に終わるものとする。

(収入)

第13条 本会の収入は、原則として東京社会福祉士会による地区活動助成金で賄うものとする。

(特別会費)

第14条 本会の会費に不足を生じた場合には、総会の議決より、特別会費を徴収することができる。

(予算及び決算)

第15条 本会の予算及び事業計画は、会計年度の定期総会において議決を得るものとする。

2 本会の決算書及び事業報告書は会計年度終了後、監事の監査を経て翌年度の定例総会において承認を得るものとする。

## 第6章 事務局

(事務局の設置)

第16条 本会は運営必要な業務を行うために、事務局を設置するものとする。

## 第7章 雜則

(委任)

第17条 この会則に定めるものの他必要な事項は、東京社会福祉士会が定める定款及び諸規定に準じ、総会の議決を経て、会長が別に定めるものとする。

(付則)

この会則は、2020年4月1日から施行する。